

平成30年3月27日

古賀市議会  
議長 結城 弘明 様

市民建産常任委員会  
委員長 高原 伸二

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、会議規則第110条の規定により報告します。

記

### 第12号議案 古賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、国民健康保険法等の一部改正及び平成30年度の国民健康保険制度改革に伴い、給付費支払準備金の廃止等を行うため、条例の一部を改正するもの。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 第12条の2（給付費支払準備金）が削除された理由は、納付金制度になり医療機関等に支払う給付費は、全額県から市に支払いされることになったため。

#### 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### 第13号議案 古賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、地方税法等の一部改正及び平成30年度の国民健康保険制度改革に伴い、税率等の改定を行うため、条例の一部を改正するもの。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 現行の国保制度は、古賀市が保険者として保険税を定めている。制度改革後は県も保険者となり、県内の国保運営に必要な額の一部を、各市町村が納付金として県に納めることになる。市町村は県が示した納付金額を納めることができるように、保険税率を定めることになる。なお、保険給付に必要な費用は交付金として県から全額市町村に交付される。

2. 国保制度改革に伴い、国保税総額が現行税率での試算額から約2,500万円減額可能であれば、すべての被保険者の負担減となるように減額改定することが望ましいとの国保運営協議会の答申書の内容を尊重し、条例改正案を提案している。
3. 応能割、応益割を50対50と選択した理由については、現行の応能割と応益割の比率に近い形であることと、全世帯が減額になる。
4. 応能割、応益割を45対55と選択しなかった理由については、増額になる世帯と減額になる世帯があるため。
5. 前回全世帯、全被保険者に負担増をお願いしている状況も勘案して、今回全世帯に負担減となるように提案している。
6. 前回大きな影響を受けた若い世代、子育て世代を特例で負担減にすることは、税の体系上、その世帯だけを取り出して軽減することは理論上難しい。

#### 【意見】

(賛成意見)

- ・今後、高齢化に伴い、また医療の実態を考えても医療費が下がるのは難しい状況である。市民国保課だけではなく全課をあげて健康づくりに、今まで以上の力を入れることを強く求めたうえで、国保体制が大きく改正される中で、県から示された納付金をもとに試算した結果、現在の税率による国保税込と比較して2,500万円の減額が可能との結果になった。どの階層も率の多い少ないはあるが、減額という提案について賛成。

#### 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 第14号議案 古賀市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

#### 【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 第15号議案 古賀市都市公園条例等の一部を改正する条例の制定について

本案は、都市公園法、建築基準法及び関係政令の一部改正並びに公園の使用について必要な措置を講じることに伴い、条例の一部を改正するもの。

**【審査内容】**

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 有料公園施設使用料が、2時間単位から1時間単位に改定を行うのは照明設備のみで、ほかのグラウンド施設使用料については従来通り2時間単位。

**【審査結果】**

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**第16号議案 古賀市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

本案は、国家公務員の給与制度の状況及び古賀市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正が行われることを勘案し、市水道企業職員の住居手当を改定するため、条例の一部を改正するもの。

**【審査結果】**

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**第17号議案 古賀市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について**

本案は、水道料金体系の改定を行うため、条例の一部を改正するもの。

**【審査内容】**

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 料金体系を、用途別から口径別へと変更を行った目的は、費用に見合った料金の負担、バックアップ的使用者の回収、今後必要以上の大口径管路の布設を抑制するため。
2. 基本料金の現行と改定案

現 行	改定案
13mm： 2,600円	13mm： 1,980円（主に家庭用）
20mm： 2,700円	20mm： 2,180円（ 〃 ）
25mm： 2,800円	25mm： 5,980円（主に事業用、一部家庭用を含む）
40mm： 3,200円	40mm： 17,800円（主に事業用）

50mm : 6,400円	50mm : 28,800円 ( // )
75mm : 8,400円	75mm : 64,800円 ( // )
100mm : 9,400円	100mm : 99,800円 ( // )
150mm : 16,400円	150mm : 228,000円 ( // )

- 主に家庭用の13mmと20mmでは県内48団体中、高い順位の20位から32位へと下がったが、今回の家庭用の減額分と公共下水道料金の値上げを差し引くと、若干の負担増になる家庭が多くなる。
- 料金アップの世帯数について改正前と改正後を家庭用で比較すると、75m<sup>3</sup>以上使用すると料金が上がるため、平成28年度の調定水量で計算すると1万6,800世帯のうち約800世帯が値上げになる。

### 【自由討議】

- 水の安全保障戦略機構事務局の試算資料では、平成30年度に古賀市は15%アップの料金予想を立てていて、大変厳しい状況であると思っている。
- 質疑の中ではっきりしたことは、25mmの口径を使用している家庭は16m<sup>3</sup>の使用水量があれば2カ月で約3,740円の値上がりとなり、もろ手を挙げて喜ぶ状況ではない。
- 水道課が将来を見込んで積極的に切り込んだ問題（持続可能な水道事業をめざす）が、この時期までずれ込んだのは市長の3割値下げ公約問題だったのではないかと考える。できるだけ速やかに実行させたいが、ずれ込んだ結果、十分な周知や、特に負担増になるところへの配慮がかけていた。
- 口径別の費用割合のデータが示されたが、企業への費用対効果、受益者負担というのであれば応分の負担をお願いするのはデータを見る限りでは明らかであるが、こういう現状を長きにわたり放置してきた水道当局も問題で、体質を見直すべきだと思う。
- 古賀市の意思決定という意味で12月22日に答申が出て以降、庁議の場では全くこの問題について議題にも上がっていない。今年10月に改定するという時期の判断が妥当かどうか、各部長からの意見を聴取して最終的に決定すべきだったのではないかと。
- この改革は早急に実行すべきであるが、市民、企業の理解を得るためには、時間の猶予が必要であると思われる。
- 現状の経費を維持しながら体系を変えて、事業計画、経営計画を立てながら、口径別料金の改定を行っていけばいいことであり、余りにも拙速過ぎると受けとめている。

### 【審査結果】

委員会は、賛成少数で否決すべきものと決定した。

## 第34号議案 通信回線を用いた電子計算機の結合について（古賀市ふるさと応援寄附における受領証明書及びワンストップ特例申請に係る業務委託）

本案は、古賀市ふるさと応援寄附における受領証明書及びワンストップ特例申請に係る業務委託の実施に当たり、通信回線を用いた電子計算機の結合を行う必要があるため、古賀市個人情報保護条例に基づき、議会の議決を求めるもの。

### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

現在のふるさと納税の業務フローについて

1. ふるさと納税を受け付けた自治体は、入金の手続き処理をし、受領証明書とワンストップ特例申請書を寄附者に送付する。（受け取った寄附者は翌年の住民税からふるさと納税の寄附額が控除されるためには、確定申告を行うか、ワンストップ特例申請を行わなければならない）
2. ふるさと納税は 12 月に年間の半分以上の寄附が集中する状況で、受領証明書を大量に送らなくてはならない。またワンストップ特例申請は 1 月 10 日が期限となっており、12 月から 1 月にかけて膨大な量のワンストップ特例申請書が届く状況で、短期間に処理しなければならない。（平成 29 年度のワンストップ特例申請の受け付け処理は 1 万 2,000 件で、12 月から 1 月に関して、職員（商工政策課 7 名、臨時職員 9 名、他課の職員の応援）で何とか対応している状況で次年度以降、寄附額も増加する中で懸念材料となっている。

オンライン結合について

1. これらの業務を委託するためには、寄附者の寄附情報、氏名、住所、寄附金額等を委託先に対し提供する必要がある。現在古賀市で使用しているふるさと納税の管理システムを委託業者に使用させることを考えている。
2. ワンストップ特例に関しては、マイナンバーの入力等が必要になるが、ネットワークから隔離された別の場所で行うので、今回のオンライン結合の対象とはなっていない。

セキュリティ対策について

1. ふるさと納税管理システムは、特定の IP アドレスしかログインできない仕組みになっているので、ID やパスワードがあっても他のパソコンからはログインできない仕組みになっている。
2. ふるさと納税管理システムの利用に当たっては、ふるさと納税管理システムを運営している業者と三者契約をした上で、IP アドレスを登録し、委託業者に ID を付与し、委託業者がクラウド上から必要な寄附情報をダウンロードできるように予定している。
3. 古賀市のセキュリティ対策基準に照らし、財政課情報管理係から委託業者に対

して、セキュリティ対策の内容を確認している。

4. 古賀市の情報公開個人情報保護審議会の答申では、オンライン結合は原則として禁止されているが、今回の事案に関しては公益上の必要があり、かつ個人情報保護のために必要な措置が講じられているため適当であるとされている。

**【審査結果】**

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。